

令和8年度中山町空き家除却費及び家財処分費補助金

中山町では、所有者などが実施する空き家の除却(解体・撤去)および家財処分費用に対する補助を行っています。

工事の着手前に補助金の申請が必要になりますので、事前に建設課建設整備グループへお問い合わせください。

【補助金額】

■除却工事

除却工事に要する経費
の3分の1以内
補助上限額

30万円

ただし、町内に本店、支店等の事業所を有する業者が受託する場合
補助上限額

60万円

■家財処分

処分業務に要する経費
の3分の2以内
補助上限額

10万円

* 予算がなくなり次第
終了となります

【補助対象の空家】 次の(1)~(3)の全てに該当する空家

- (1) 中山町に所在するもの
- (2) 床面積の2分の1以上が居住の用に供されたもの(集合住宅は除く)
- (3) 次のいずれかに該当するもの

- ① 中山町空き家バンクに登録されている空家
- ② 中山町の空き家台帳に登載されている空家
- ③ 町が補助対象空家と判定した空家

(補助金申請前に判定が必要となりますので事前にご相談ください)

【補助対象者】

補助対象空家の所有者またはその相続人であること、もしくは、そのいずれかから除却の同意を得た者(共有である場合は、共有する所有者又は相続人全員の除却の同意を得た者であること)で、町税の滞納がなく、暴力団員でなく、過去に同一の空き家について本補助金の支給を受けていない人が対象となります。

【補助対象事業】 このような事業が交付対象です。

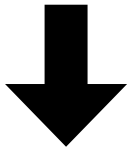
■除却工事 下記の(1)~(5)の全てに該当する工事

- (1) 補助対象者が発注する補助対象空家の全部を「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、適正な分別除却、再資源化等を実施する工事(除却工事を実施するために必要となる工事を含む)であって、建設業法第3条第1項の許可を受けた者(建設業)又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する登録を受けた者(解体工事業)に請け負わせる工事であること。
- (2) 除却後の土地を宅地として使用するため、更地にする工事であること。
- (3) 他の制度等に基づく助成の対象となる工事でないこと。
- (4) 交付の決定後に着手する工事であること。
- (5) 令和8年3月末日までに除却工事を完了する工事であること。

■家財処分 下記の(1)~(4)の全てに該当する処分業務

- (1) 補助対象者が発注する補助対象空家内に使用されずに放置された状態の家具、寝具等の処分(特定家庭用機器再商品化法に基づく特定家庭用機器廃棄物の処分を含む)であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項の規定による許可並びに中山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条の規定による許可を受けた者(以下「処分請負業者」という。)に請け負わせる処分業務であること。
- (2) 他の制度等に基づく助成の対象となる処分業務でないこと。
- (3) 交付の決定後に着手する処分業務であること。
- (4) 令和8年3月末日までに処分を完了する処分業務であること。

【補助金申請手続きの流れ】

	空き家バンクに登録されている空家 空き家台帳に登載されている空家	左記以外の1年以上住居として 使用されていない空家
① 補助対象空家の判定申請	 <p>* 空き家台帳への 登載状況等ご 不明な場合はご 相談ください</p>	補助金申請前に行ってください
② 現地調査		職員が現地調査を行い判定します
③ 補助対象空家の判定通知		補助対象空家と判定された場合 補助金を申請してください
④ 補助金申請書提出	添付書類を添えて建設課建設整備グループに御提出ください	
⑤ 交付決定	申請書類審査後、交付決定した場合、交付決定通知書(公布決定日)を送付します	
⑥ 事業着手	必ず交付決定日以降に事業に着手(契約)してください	
事業の途中で内容に変更がある場合はご相談ください	<p>次のような事業内容の変更がある場合は、「中山町空家除却費及び家財処分費補助金事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書」の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業主体の変更 (2) 事業費の10分の2を超える増減 (3) 新たな事業の実施 (4) 補助交付申請額の変更(増額) 	
⑦ 実績報告書の提出	事業完了後 30 日以内又は令和 9 年 4 月 20 日のいずれか早い日までに、添付書類を添えて実績報告書を御提出ください	
⑧ 補助金の額の確定	報告書類審査後、完了確認した場合、補助金額の確定通知書を送付します	
⑨ 補助金の請求	補助金の額の確定により、補助金の請求書を御提出ください	
⑩ 補助金の振込	請求書により指定の口座に補助金を振り込みます	

【お問い合わせ先】

中山町建設課建設整備グループ TEL 023-662-2116

※ 申請書の書式データは中山町公式ホームページからダウンロードしてください。